

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

平成22年6月9日

摂津市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

### 1. 会議日時

平成22年6月9日(水) 午前10時 開会  
午前10時53分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	森内一蔵	副委員長	山崎雅数	委員	村上英明
委員	大澤千恵子	委員	三宅秀明	委員	森西正
委員	原田平				
議長	上村高義	副議長	安藤薫		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長	小野吉孝	総務部長	有山泉
-----	------	------	-----

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	同局局次長	藤井智哉	同局参事	池上彰
同局主査	湯原正治	同局書記	寺前和恵	同局書記	田村信也

### 1. 案件

- ・平成22年第2回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○森内一歳委員長 ただ今から議会運営委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けることにします。

小野副市長。

○小野副市長 おはようございます。議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

今月14日から開催されます第2回定例会で、報告案件11件、予算案件3件、条例案件13件の計27件を予定しております。

案件の概要につきましては総務部長より説明をいたします。

よろしくお取り計らいを賜りますようお願い申しあげたいと存じます。

○森内一歳委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、山崎委員を指名します。

それでは、第2回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○有山総務部長 それでは、第2回定例会に上程いたします議案の概略について説明申し上げます。

まず、報告第2号は道路反射鏡転倒事故に伴う「損害賠償の額を定める専決処分報告の件」でございます。

平成22年3月2日午後1時15分ごろ、摂津市新在家2丁目23番1号地先、市道新在家49号線に設置されていた道路反射鏡が転倒し、路上に駐車していた車両に被害を与えたものでございます。被害状況は、テールゲートパネル及びルーフパネル等の損傷で、この修理代、26万2,500円は全額、社団法人全国市有物件共済会から支払われております。

続きまして報告第3号、「摂津市税条

例の一部を改正する条例専決処分報告の件」でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年4月1日から施行されることとなったため、これに伴い専決処分いたしましたものであります。

主な改正点は、市民税関係では、65歳未満の公的年金等の所得を有する給与所得者について、年金所得に係る所得割額を給与から特別徴収の方法により徴収できるよう、一部の条項について整備を行うものです。

法人の市民税の申告納付の規定につきましては、企業の経済活動は、グループ経営の動きが進展していることから、この実態に合わせて、今回の税制改正で「グループ法人制度」が創設されたことに伴う規定の整備でございます。

固定資産税及び都市計画税においては、課税標準の特例措置、減額措置といった税負担軽減措置が数多く講じられておりますが、今回の税制改正では、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の観点から、固定資産税及び都市計画税に係る税負担軽減措置について見直しが行われたものでございます。

特別土地保有税に関する改正は、農協等の現物出資により設立される株式会社または合同会社が、当該現物出資に伴い取得する土地に課せられる特別土地保有税について、その非課税措置を廃止する改正が行われたことにより、本条を削除するものです。

なお、この改正条例の施行日は平成22年4月1日からとしております。

次に報告第4号、「摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分報告の件」でございますが、「国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令が平成22年4

月1日に施行されることとなったため、専決処分いたしましたものでございます。

その概要ですが、世帯主又はその家族の被保険者が、解雇、会社倒産など非自発的な理由で職を失った特例対象被保険者である場合に、その保険料の負担軽減を図るための特例措置、保険料算定基礎の緩和措置を講じるものです。

また、総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する「給与所得」が含まれている場合には、同条第2項の規定により計算した金額の「100分の30」に相当する金額を給与所得として保険料の軽減を行うこととなったものでございます。

なお、この改正条例の施行日は平成22年4月1日からとしております。

次に報告第5号、「摂津市企業誘致条例の一部を改正する条例専決処分報告の件」でございますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年4月1日から施行されるため、これに伴い専決処分いたしましたものであります。

その内容は、奨励措置対象事業者の指定要件の一つとして、「地方税法第5条第2項の普通税」を規定していましたが、地方税法の改正により、たばこ税額を条件とする補助金等の禁止がなされたことから、税目から「たばこ税」を除くこととしたものです。

なお、この改正条例の施行日は平成22年4月1日からとしております。

次に報告第6号、「平成21年度摂津市一般会計補正予算（第9号）専決処分報告の件」でございますが、これは、平成22年3月5日に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金の追加交付決定が合わせて8,092万円ございました。国費の増額に伴い、財政調整基金繰入金1,9

22万円、市債6,170万円を減額し、財源調整を行なうため平成22年3月31日専決補正したものです。

次に報告第7号、「摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例専決処分報告の件」でございますが、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成22年5月19日に交付され同日から施行されたため、これに伴い専決処分いたしましたものであります。

内容としましては、一般被保険者に係る基礎賦課総額についての特例措置を4年間延長して平成25年度までとされました。その特例措置は、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業で、国民健康保険団体連合会が、会員市町村から被保険者数や医療費に応じた拠出金を徴収し、高額な医療費が発生したとき、交付金を交付するものです。

保険者支援制度としては、保健基盤安定繰入金保健者支援分で一般医療、一般介護納付金にかかる保険料軽減分について、国1/2、府1/4、市1/4をそれぞれ義務負担を行い、国民健康保険特別会計に繰り入れするものです。

財政安定化支援事業では、財政支援措置として地方交付税で算定された金額を国民保険料負担の平準化に資するため繰入れるものです。

なお、条例改正ではございませんが、今回の国民健康保険法の改正では、国民健康保険の財政基盤強化策の延長のほか、都道府県の広域化等の支援方針の策定、資格証明書世帯にいる高校生への6か月以上の短期証の交付などの改正が行われております。

なお、この改正条例の施行日は公布の日からとしております。

次に報告第8号、「平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件」でございますが、これは、平成21年度国民健康保険特別会計の決算収支が、3億9,992万1,000円収支不足を見込んでおり、この赤字補填のため平成22年度予算から前年度繰上充用金として、平成22年5月31日に専決補正したものです。

次に報告第9号、「平成22年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）専決処分報告の件」でございますが、これは、平成21年度公共下水道事業特別会計の決算収支が、1億1,300万円収支不足を見込んでおり、この赤字補填のため平成22年度予算から前年度繰上充用金として、平成22年5月31日に専決補正したものです。

次に報告第10号、「平成21年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件」でございますが、平成21年度の継続費の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款7、土木費、項4、都市計画費の南千里丘まちづくり事業で、継続費の総額25億9,492万1,000円のうち、平成21年度継続費予算現額は17億5,101万2,921円で、支出見込額は10億3,630万4,295円となり、残額7億1,470万8,626円を平成22年度に逡次繰越しするものです。

なお、繰越額の財源内訳は、繰越金3億1,960万8,626円、地方債3億9,510万円でございます。

また、南千里丘土地区画整理事業につきましては、継続費の総額9億3,500万円のうち、平成21年度継続費予算

現額は6億9,134万2,029円で、支出見込額は5億5,065万6,156円となり、残額1億4,068万5,873円を平成22年度に逡次繰越しするものです。

なお、繰越額の財源内訳は、繰越金7,618万5,873円、地方債6,450万円でございます。

次に報告第11号、「平成21年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件」でございますが、平成21年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款2、総務費、項1、総務管理費のコミュニティプラザ整備事業で、金額2億5,826万3,000円のうち2億4,430万1,813円を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額一般財源となっています。

款3、民生費、項1、社会福祉費の障害者総合支援センター事業で金額1,412万2,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額国庫支出金となっています。

項2、児童福祉費の保育所整備事業で、金額110万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額国庫支出金となっています。

また、子ども手当給付事業で金額825万1,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額国庫支出金となっています。

款4、衛生費、項1、保健衛生費の新型インフルエンザ対策事業で、金額3,909万3,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は府支出金2,932万円、一般

財源 977万3,000円となっています。

また、斎場管理事業で金額1,094万5,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額国庫支出金となっています。

また、一般事務事業で金額302万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額一般財源となっています。

款7、土木費、項4、都市計画費の吹田操車場跡地まちづくり事業で、金額1,536万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額一般財源となっています。

また、公園遊具取替事業で金額600万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額国庫支出金となっています。

款8、消防費、項1、消防費の情報収集伝達体制整備事業で、金額302万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額国庫支出金となっています。

款9、教育費、項1、教育総務費の教育研究所移転事務事業で、金額2,444万2,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金2,040万1,000円、一般財源404万1,000円となっています。

また、学校等ICT環境整備事業で、金額1億5,119万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金1億3,702万7,000円、一般財源1,416万3,000円となっています。

項2、小学校費の小学校施設運営事業で、金額1億1,177万8,000円の全額を翌年度に繰り越すものでござい

ます。繰越額の財源内訳は国庫支出金2,707万8,000円、地方債8,470万円となっています。

また、小学校耐震補強事業で、金額1億911万6,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金4,821万6,000円、地方債6,090万円となっています。

項3、中学校費の中学校施設運営事業で、金額6,824万1,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金1,654万1,000円、地方債5,170万円となっています。

また、中学校耐震補強事業で、金額2億2,134万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金1億5,021万3,000円、地方債7,110万円、一般財源2万7,000円となっています。

項4、幼稚園費の幼稚園施設運営事業で、金額91万7,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金61万7,000円、地方債30万円となっています。

また、幼稚園耐震補強事業で、金額5,627万1000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金1,987万1,000円、地方債3,640万円となっています。

項5、社会教育費の公民館施設改修事業で、金額322万6,000円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は国庫支出金82万6,000円、地方債240万円となっています。

次に報告第12号、「平成21年度摂津市介護保険特別会計繰越明許費繰越報

告の件」でございますが、平成21年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款1、総務費、項1、総務管理費の地域介護・福祉空間整備事業で、金額2,625万円の全額を翌年度に繰り越すものでございます。繰越額の財源内訳は全額国庫支出金となっております。

次に議案第37号、「平成22年度摂津市一般会計補正予算（第1号）」でございますが、当初予算額319億6,568万2,000円に補正額1,938万9,000円を追加し補正後予算額を319億8,507万1,000円とするものでございます。

内容は、発達障害児地域療育システム整備に係ります社会福祉事業運営委託料、失業者対策として地域人材育成業務委託料、コミュニティ事業助成金を活用した備品購入となっており、財源は府支出金等で賄い、一般財源の負担はございません。

次に議案第38号、「平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございますが、現計予算額102億6,718万円に補正額1億6,129万7,000円を追加し補正後予算額を104億2,847万7,000円とするものでございます。

内容は、過年度精算による国庫負担金等返還金でございます。

次に議案第39号、「平成22年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、当初予算額360万7,000円に補正額431万8,000円を追加し補正後予算額を792万5,000円とするものでございます。

内容は、過年度精算による国庫返還金等でございます。

次に議案第40号、「摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴うもので、3歳に満たない子のある職員がその子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合には、その職員の業務を処理するための措置をとることが著しく困難な場合を除いて、時間外勤務をさせてはならないこととなっております。また、配偶者の就業等の状況に関係なく、職員が育児のため、時間外勤務の制限を請求することができるようになります。

なお、この改正条例の施行日は平成22年6月30日からとしております。

次に議案第41号、「摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、「地方公務員の育児休業に関する法律」の改正に伴う条例改正で、子の出生の日から57日間に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても、再びその子について育児休業を取ることができる。配偶者の就業等の状況に関係なく、職員が再度の育児休業を取ることができるとしております。

なお、この改正条例の施行日は平成22年6月30日からとしております。

次に議案第42号、「摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、「雇用保険法」の改正に伴う条例改正で、退職金の支給に関連する、雇用保険の見直しがあったことを受けて、条例を改正するものです。

なお、この改正条例の施行日は公布の日からとしております。

次に議案第43号、「摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、地方税法の改正に伴いまして条例を改正するものでございます。

その内容でございますが、法人市民税におきまして3点ございます。まず、1点目は還付加算金に係る起算日について、当該期限後申告に係る納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置が講じられたことに伴う地方税法が改正されたことを受けて市税条例を改正するものです。2点目は、法人税法で清算所得課税を廃止し、通常所得課税に移行しますが、その際に発生した期限切れ欠損金の損金参入制度を整備するための所要の措置が講じられたことに伴い、地方税法が改正されたことを受けて、市税条例を改正いたします。3点目に法人の解散等に伴う法人税法の清算所得課税廃止・通常の所得への移行による申告納付及び不足税額の納付の手續に関する規定を整備するため、地方税法が改正されたことを受け、市税条例を改正するものです。

次に、たばこ税及び地方たばこ税の改正が行われ、平成22年10月1日から適用されることから、今回改正をいたすもので、たばこ税の税率について、1000本につき、3,298円を4,618円にします。併せて、小売業者等が販売のために所持するたばこについても、手持ち品課税として1000本当たり1,320円、旧3級品の製造たばこ1000本当たり626円を課税されることを規定します。法律名称の改正ですが、「租税条例の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の名称が「租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関

する法律」に改められたことに伴い条例を改正するものです。

なお、この改正条例の施行日は平成22年10月1日からとしております。

次に議案第44号、「摂津市教育研究所条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、鳥飼下1丁目7番4号から現男女参画センターの香露園34番1号に移転することに伴い条例を改正するものです。

なお、この改正条例の施行日は教育委員会規則で定める日からとしております。

次に議案第45号、「摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、味舌体育館を廃止し、摂津小学校給食施設を建築するため条例を改正するものです。

なお、この改正条例の施行日は平成23年4月1日からとしております。

次に議案第46号、「摂津市民文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、現保健センターの移転後、その2階と3階に会議室を4室設置し、市民文化ホールの会議室とするための条例を改正するものです。

なお、この改正条例の施行日は規則で定める日からとしております。ただし、別表第1の備考1から備考4までの改定規定、同表の備考5の改定規定及び別表第2の改定規定は、公布の日から施行するとしております。

次に議案第47号、「摂津市立市民ルーム条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、ふれあいルームは平成23年1月1日をもって、フォルテ212、フォルテ213は平成23年4月1日をもって廃止することに伴う条例の改正をいたすものです。

なお、この改正条例の施行日は平成23年1月1日からとしております。ただ

し、附則の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしています。

次に議案第48号、「摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、休日応急診療所の名称変更及び移転等に伴い条例を改正するものです。その内容は、現保健センターに移転することに伴い所在地を「香露園32番17号」から「香露園32番19号」に改め、名称を「摂津市立休日応急診療所」から「摂津市立休日小児急病診療所」とし業務実態にあわせて、

「小児科」を診療科目として規定するものです。

なお、この改正条例の施行日は規則で定める日からとしております。

次に議案第49号、「摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、所得税法等の一部が平成22年6月1日から施行されることに伴い、引用法令を「租税条例の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律」を「租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改めるものです。

なお、この改正条例の施行日は公布の日からとしております。

次に議案第50号、「摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、市道路線の認定及び地区名の名称の変更に伴うものです。

その内容は、街路の名称について「区画道路1号線」を「市道南千里丘5号線」に、「特殊道路2号線」を「境川せせらぎ緑道」等に改め、地区名称についても「住宅供給ゾーンA」を「住環境支援ゾーン」に、「住宅供給ゾーンB」を「職住

近接ゾーン」等に改めるものです。

なお、この改正条例の施行日は公布の日からとしております。

次に議案第51号、「摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、水道の料金を改正するものでございます。

その内容は、基本料金の改定で、メーターの口径が13ミリメートル、20ミリメートル及び家事共用のメーターを設置する世帯等の基本料金については、現行700円を680円に、同25ミリメートルは1,400円を1,380円に、同75ミリメートルは31,000円を30,600円に、同100ミリメートルは60,000円を59,200円に、同200ミリメートルは、320,000円を316,000円に改めます。また、従量料金につきましても、メーターの口径が13ミリメートル、20ミリメートル及び家事共用のメーターを設置されている世帯等の従量単価については、7から8立方メートルまでは、1立方メートルにつき65円を59円に、9から10立方メートルまでは1立方メートルにつき145円を139円に改めます。メーターの口径が25ミリメートル以上のメーターを設置されている世帯等の従量料金については、1から10立方メートルまでの従量単価、1立方メートルにつき145円を139円に改めます。

なお、この改正条例の施行日は平成22年10月1日からとしております。

最後に議案第52号、「摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うものです。

その内容は、新たに、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったこ

とに伴い、児童扶養手当と非常勤消防団員等に係る損害補償の調整について定める政令が改正されたことに伴う、規定の整備を行います。

なお、この改正条例の施行日は平成22年8月1日からとしております。

以上、提案説明の概略説明をさせていただきます。

○森内一歳委員長 説明が終わりました。この際、何か質問があればお受けします。

三宅委員。

○三宅秀明委員 確認なんですけれども、議案第43号及び議案第49号におきまして部長からの発言では「租税条例」という発言だったんですけど、本文の方にはいずれも「租税条約」というふうに記載がございます。どちらが正しいのか確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○森内一歳委員長 総務部長。

○有山総務部長 読み間違いでございまして、お詫びをして訂正させていただきます。「租税条約」の実施ということでございます。

○森内一歳委員長 三宅委員よろしいですか。

○三宅秀明委員 はい。

○森内一歳委員長 他に何か質問ございませんか。

原田委員。

○原田平委員 議案第50号であります。道路の関係を含めて区画の名称変更に伴って制定をするということですが、市道認定との関わりでもう少しご説明いただけないでしょうか。

○森内一歳委員長 暫時休憩します。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時36分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

総務部長。

○有山総務部長 「摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件」でございまして、市道路線の認定及び地区の名称の変更に伴うものでございます。

内容といたしましては街路地区名称の変更ということでございまして、従前、市道認定前、「区画道路1号線」とあったものを「市道南千里丘5号線」、「特殊道路2号線」とあったものを「境川せせらぎ緑道」等に改めるものです。

地区の名称の変更もございまして、この部分については従前「住宅供給ゾーンA」というふうに言っておりましたものを「住環境支援ゾーン」、また「住宅供給ゾーンB」とあったものを「職住近接ゾーン」等に改めるものです。

○森内一歳委員長 原田委員よろしいか。

○原田平委員 はい。

○森内一歳委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり。)

○森内一歳委員長 無いようですので、以上で質問を終わります。理事者の皆さんは退席頂いて結構でございます。

暫時休憩とします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時39分 再開)

○森内一歳委員長 再開いたします。それでは、第2回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

湯原主査。

○湯原事務局主査 第2回定例会の審議日程等の事務局案について説明いたします。

まず、会期は、6月14日から6月29日までの16日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の6月14日は、付託案件について提案

理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が、議会議案の届出締切でございます。

15日が建設常任委員会と民生常任委員会で、委員会終了後、建設常任委員協議会と民生常任委員協議会がそれぞれ予定されています。

16日が総務常任委員会と文教常任委員会で、文教常任委員会終了後、文教常任委員協議会が予定されています。

また、16日の正午が一般質問の届出締切でございます。そして、17日が駅前等再開発特別委員会でございます。

次に、24日が議会運営委員会、28日は本会議で、一般質問。翌29日は本会議最終日で、一般質問のあと、付託案件の委員長報告、採決ののち、議会議案でございます。また、本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の第3回定例会の日程の仮決定をお願いするものです。

以上が、審議日程案です。

続きまして、2ページからの議事日程について説明をいたします。

まず、6月14日につきましては、日程1が会期決定の件で、日程2は、議案第37号など16件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託でございます。

日程3は、報告第2号など4件で、一括して報告を受けていただきます。日程4は、報告第3号など7件で、一括上程で即決でございます。

次に、3ページの6月28日については、一般質問でございます。29日については、一般質問ののち、日程2、議案第37号など委員会付託案件の16件を一括上程のうえ、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございますが、ご覧のとおり総務、建設、文教、民生の各常任委員会と駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の、議案第37号、所管別の分割表は、平成22年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、文教、民生の各常任委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○森内一蔵委員長 以上、事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか。

原田委員。

○原田平委員 先ほどの質問と続けて、議案第50号について理解しませんので、もう一度説明していただけないでしょうか。

市道認定の場合は確か本会議で即決だったというふうに思っているのですが、ちょっと記憶が定かでないのです。

○森内一蔵委員長 野杵局長。

○野杵事務局長 議案第50号に関する道路認定の件ということで、平成21年第4回定例会で提案されております。そして11月30日、初日に即決とされています。

今回の案件は、認定前に特殊道路1号線などと規定されていたものを認定に伴いましてその名称に合わせるという条文整理だと捉えております。

加えて、総務部長から説明がありましたように、ゾーン変更というのがありますので条例改正については委員会付託の原則に従いまして付託をするということでございます。

○森内一蔵委員長 原田委員。

○原田平委員 内容が二つあると思うんです。一つは認定を変えるということ、

もう一つはゾーンを変えるということ。そういう内容を二つ含んでいる。やはり認定については即決で決定をした経過があります。今回、委員会付託として決めているということであれば、こういった事態が今後出てくるのであれば、認定道路については全て変えていかななくてはいけなくなるというふうに感じるのです。

道路形態が全く変わってしまったということであれば違いますが、よく理解しにくいんです。決める時には即決で決めておいて今回委員会付託にするというのはいかがなものかと感じます。

○森内一歳委員長 暫時休憩とします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時52分 再開)

○森内一歳委員長 再開いたします。

野杵局長。

○野杵事務局長 本件につきましては「摂津市南千里丘周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の中にあります路線名を市道認定として議決された名称に合わせて条文整理をするという内容とゾーン変更ということでございますので条例改正の取扱いの一般原則に従いまして委員会付託という形をお願いしております。

○森内一歳委員長 他に質問ないですか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○森内一歳委員長 無いようでしたらそのように決定させていただきます。

次に、報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

湯原主査。

○湯原事務局主査 まず、1点目は、全国議長会からの表彰状伝達式についてでございます。去る5月26日付けで、全国市議会議長会から表彰されました方の表彰状の伝達式を6月14日の本会議開会前に行います。今回の表彰におきまし

て、森内議員及び三好議員が20年表彰を受賞されておられます。

2点目は、議場の理事者席の一部変更についてでございます。人事異動等にもない、今回、議場の理事者席について、一部変更しておりますのでよろしくお願いいたします。

○森内一歳委員長 今、事務局から説明がありました点について、よろしくお願いいたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前10時53分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 森内一歳

議会運営委員 山崎雅数